

〈研究ノート〉

持続可能な開発目標（SDGs）と国際教育Ⅱ

中 沢 信一郎

【要旨】

本稿においては『我々の世界を変革する：持続可能な開発のための2030アジェンダ』について、(a)『SDGsアジェンダ』の内容はどのように構成されているのか、(b)これまでの複数の宣言、行動計画、条約等は、なぜに『SDGsアジェンダ』に記載されているのか、(c)本学における国際教育の観点から『SDGsアジェンダ』をどのように位置付けるべきか、という3点に答えるための手立てを講ずる作業を行い、研究ノートを進めた。また、SDGsの「17の目標、169のターゲット、232の指標」という数字に項目立てられた内容のみならず、『SDGsアジェンダ』作成に至る背景、経緯、依拠すべき基本概念、その他の合意文書等の相互関係等に対して、若干の考察を加えた。

キーワード：SDGs 国際教育 国際法 国連憲章 国際大学

はじめに

国連総会（2015年9月）で採択された『我々の世界を変革する：持続可能な開発のための2030アジェンダ』（以下、『SDGsアジェンダ』と称す）は、17の目標と169のターゲットを明文化し、国際社会が各国に求める具体的な行動指針となっている⁽¹⁾⁽²⁾。

この17の目標が「持続可能な開発目標（SDGsⁱ）」⁽³⁾⁽⁴⁾⁽⁵⁾であり、この目標に関する以下の設問に焦点を絞り、研究ノートを進める。

[研究ノートⅠの設問]

(a)『SDGsアジェンダ』の内容は、どのように構成されているのか

[研究ノートⅡの設問]

(b)これまでの複数の宣言、行動計画、条約等は、なぜに『SDGsアジェンダ』に記載されているのか

[研究ノート III の設問]

(c) 本学における国際教育の観点から、『SDGs アジェンダ』をどのように位置付けるべきか

(到達目標)

上述の (a) と (b) の研究ノートにより、(c) の位置付けの動機、根拠、国連活動との整合性などを分析し、本学観光学部の国際教育の内容に具体的に落とし込むことを到達目標とする。

研究ノート I

『SDGs アジェンダ』の内容は、どのように構成されているのか

(『SDGs アジェンダ』の構成)

2015 年の 9 月 25 日～27 日、国連本部において「国連持続可能な開発サミット」が開催され、その成果文書として『SDGs アジェンダ』が採択された。『SDGs アジェンダ』は、本邦外務省から邦訳（仮訳）が出ている。なお、アジェンダという用語は、「国際的な取組についての行動計画ⁱⁱ」という意味合いとして受け止めることとする。

『SDGs アジェンダ』の構成とその名目は、まず「前文」から始まり、「宣言」(1-)、「持続可能な開発目標 (SDGs) とターゲット (54-)」、「実施手段とグローバル・パートナーシップ (60-)」、「フォローアップとレビュー (72-)」の 5 つに大別される。この「宣言」以降は「フォローアップとレビュー」まで通し番号が付され、91 条で終わるⁱⁱⁱ。

以下、各々の名目の内、その内訳のある条目の構成として、まず「前文」には、人間、地球、繁栄、平和、パートナーシップという 5 つの見出し (斜体字) を途中に差し込み、「宣言」においては、導入部、我々のビジョン、我々の共有する原則と約束、今日の世界、新アジェンダ、実施手段、フォローアップとレビュー、我々の世界を変える行動の呼びかけという 8 つの見出しがある。それに続く「持続可能な開発目標 (SDGs) とターゲット」には、SDGs の骨子と成り得る 17 の目標と 169 のターゲットが明示されている。その後の「実施手段とグローバル・パートナーシップ」には見出しは無く、最後の「フォローアップとレビュー」では、国内レベル、地域レベル、全世界レベルというレイヤー (階層) を設定して、各々のレベルごとの考え方を示している。

今日、世界的な広まりと共に「17 の目標、169 のターゲット、232 の指標」という数字のみが一人歩きするような局面も見受けられるが、『SDGs アジェンダ』の構成では、「持続可能な開発目標 (SDGs) とターゲット」の前段に理念的な内容に重きを置く「前文」と「宣言」があり、その後段には、「実施手段とグローバル・パートナーシップ」と「フォローアップとレビュー」を置くことで、SDGs の実現可能な側面を明示し、より現実的な手段の意味合いを持たせている。前段・後段ともに、『SDGs アジェンダ』の採択に至るまでの、これまでに採択された関連する重要な宣言及び行動計画等の名称に触れつつ、2015 年 9 月の時点で開催が予

定されている関連する重要な会議等、これから行われる予定も取り込んでアジェンダに肉付けしている。

以下に『SDGs アジェンダ』の考え方を支える基本的な認識について触れることとする。

（『SDGs アジェンダ』にみられる共通理解）

2001年から2015年までを期間としたミレニアム開発目標が、SDGsの前身であることはよく知られているが、そのことは『SDGs アジェンダ』の「前文」にも「ミレニアム開発目標が達成できなかったものを全うすることを目指す」と記述されている。

2000年9月、国連ミレニアム・サミット⁽⁶⁾⁽⁷⁾⁽⁸⁾⁽⁹⁾が開催され、国連総会決議55/2で採択された国連ミレニアム宣言は、国連設立以来最大規模の会議の場で採択された。1993年6月のウィーン宣言及び行動計画と共通する事項も多い。その後、2005年世界サミットの場で、履行の進捗状況がレビューされた。MDGs^{iv}は、1990年代に開催された主だった国際会議等で採択された国際開発目標を統合し、一つの共通の枠組としてまとめたものである。

MDGsに関する2010年サミットでは、2015年の目標期日までに8つの貧困撲滅目標を達成するための「約束を守って：ミレニアム開発目標を達成するために力を合わせて」と題する行動計画を採択し、その履行を各国に促した。そのような事情から推察されるように、MDGsの行動計画には限界があったことが伺えよう。今日のSDGsはその反省点にも立脚して「経済」的側面の効力を盛り込んだ結果、それが内発的な動機付けとなり世界的な広がりを見せ、理念の共有と具体的な行動が浸透しつつある。

MDGsが2015年に終わることがある種の実感を伴って意識されるようになった2013年には、同年3月から始まった「持続可能な開発目標に関する公開作業部会」(Open Working Group on Sustainable Development Goals, OWG on SDGs)が複数回の会合を実施し、2014年12月4日、それらの会合を反映して潘基文(パン・ギムン)国連事務総長は、いわゆる統合報告書(synthesis report)^vの先行版を国連総会に提出した。このことは新たなグローバル・アジェンダ策定に向けた交渉の指針となるものとして、「宣言」の導入部の6項に「持続可能な開発目標に関する公開作業部会と国連による重要な作業」と明示されている。

さて、『SDGs アジェンダ』にみられる「国際法」の表記については、7箇所^{vi}が有り、同法の尊重、同法に対するコミットメントを確認、同法の下での権利と義務に整合する形で実施することを確認、同法の重要性の確認、同法に照らしながら、更なる有効な措置及び行動をとる、同法と合致しないような一方的経済・財政・貿易措置の公布及び適用を行うことを慎むよう強く求め、植民地下及び外国占領下にある人民の自決の権利の完全な実現への障害を除去するために、同法に合致する更なる効果的な手段と行動を求めることを言及している。

「国連憲章^{vii}」については、6箇所が有る。同憲章の目的と原則、すべての国が同憲章に則り、人種、肌の色、性別、言語、宗教、政治若しくは信条、国籍若しくは社会的出自、貧富、出生、障害等の違いに関係なく、すべての人の人権と基本的な自由の尊重、保護及び促進責

任を有することを強調、同憲章に合致しないような一方的経済・財政・貿易措置の公布及び適用を行うことを慎むよう強く求め、同憲章に従って、国の領土保全及び政治的独立が尊重される必要があることを再確認、戦争の灰と分裂から、国連とそれを支える価値、すなわち平和、対話と国際協力を作り上げた。これらの価値の最高の具体化が国連憲章である。「われら連合国の人民は・・・」というのは国連憲章の前文の言葉である。

『SDGs アジェンダ』の10条は、「宣言」の見出しの我々の共有する原則と約束に触れた内容となるが、「10. 新しいアジェンダは、国際法の尊重を含め、国連憲章の目的と原則によって導かれる。世界人権宣言^{viii}、国際人権諸条約^{ix}、ミレニアム宣言及び2005年サミット成果文書^xにも基礎を置く。」として、『SDGs アジェンダ』の基礎を定めている。『SDGs アジェンダ』をより深く理解するためには、実に多くの合意文書との論理的な整合性が求められることになろう。2019年時点での国連加盟国の数は193カ国であり、この内、以下の名称で括られる加盟国等に、よりよくSDGsが浸透することが肝要となる。それらはすなわち、「アフリカ諸国、後発開発途上国、内陸開発途上国、小島嶼開発途上国、中所得国も含む開発途上国」としている。

また、上述の通り、MDGsの反省点を踏まえた経済的側面に関する有用性の動機付けのため、SDGsにおいては、経済社会理事会^{xi}での「国連開発システムの長期的ポジショニングに関する対話」を支持・歓迎している。68条には、世界貿易機関^{xii}（WTO）との関係について言及し、「ドーハ・ラウンド交渉を迅速に終結するための努力を以前にも増して取り組むことを求め」ている。

そして70条で、支援を行うためのアディスアベバ行動目標で合意された技術促進メカニズム（TFM）を立ち上げることを言及し、74条において、フォローアップとレビュー（Follow Up Review: FUR）のプロセスとして、a.項からi.項まで9項目の原則を明示した。その他、15年間のSDGsの行動計画の進捗状況を客観的に捉えるための手段として、75条には「国連統計委員会^{xiii}の下に設けられた「SDG指標に関する機関間専門家グループ（IAEG）」が策定するグローバル指標の枠組は、2016年3月に国連統計委員会で合意され、既存のマンデートに基づき国連経済社会理事会及び総会で採択される。」と、この時点（2015年9月）での見込みを示している。

最終的には、事務総長が毎年作成する「年次SDG進捗報告（annual SDG Progress）」が提出され、一定の区切りとなる。更に「グローバル持続可能開発報告（Global Sustainable Development Report）」も活用されることを加え、「四ヶ年包括政策レビュー（QCPR）」プロセスとの一貫性を最大化するために開催時期を調整する工夫を盛り込んだ。

以上、『SDGs アジェンダ』の構成を紹介し、主要な事実関係を本邦外務省の仮訳を元に整理した。

研究ノート II

これまでの複数の宣言、行動計画、条約等は、なぜに『SDGs アジェンダ』に記載されているのか

ここでは『SDGs アジェンダ』の内容に散見される合意文書等を年代順に整理することで、これまでの経緯をより時系列に沿ったかたちで理解することとした。その際、いわゆる地球サミット及びその 10 年後と 20 年後の国際会議においては、その重要性と SDGs との関わりに鑑み、一群として別立てで最初に扱うこととした。また、70 条の「科学技術イノベーション」と 80 条以降の「ハイレベル政治フォーラム」は、アジェンダの実現可能性や検証という観点からの重要な内容が示されており、時系列の整理が終わった後にそれらを紹介することとした。

(地球サミット、Rio+10、Rio+20 の概要)

1992 年 6 月：環境と開発に関する国連会議(United Nations Conference on Environment and Development、地球サミット)

2002 年 9 月：持続可能な開発に関する世界首脳会議(World Summit on Sustainable Development, Rio+10)

2012 年 6 月：国連持続可能な開発会議(United Nations Conference on Sustainable Development, Rio+20)

環境と開発に関する国連会議（1992 年）は、地球温暖化、酸性雨等顕在化する地球環境問題を人類共通の課題と位置付け、「持続可能な開発」という理念の下に環境と開発の両立を目指して開催された⁽¹⁰⁾。Rio+10 においては、1992 年の地球サミット以降に行われた成果や挑戦、新しい問題を評価するために南アフリカのヨハネスブルグで開かれた。世界首脳会議には、広範にわたる利益を代表する団体が出席した。加盟国は「持続可能な開発に関するヨハネスブルク宣言 (Johannesburg Declaration on Sustainable Development)」と行動の優先度を詳細に述べた「実施計画 (Plan of Implementation)」に合意した。同会議は、持続可能な開発が国際的課題の中心要因であることを再確認した。世界の緊急課題のいくつかに取り組むための措置に道筋をつけ、経済社会開発と天然資源の保護との間の関連性を強調した。また、同会議の国際的に合意されたコミットメントを補完する目的で、持続可能な開発のための幅広い任意のパートナーシップ・イニシアチブが開始された⁽¹¹⁾。

Rio+20 においては、「われわれの求める未来」のテーマを取り上げ、持続可能な開発を実施するための具体的措置を載せた成果文書を採択した。参加国は、SDGs を発展させるプロセスを打ち上げた。これはミレニアム開発目標を強化するもので、ポスト 2015 年開発アジェンダに収斂する。この会議はまたグリーン経済政策に関するガイドラインも採択した⁽¹²⁾。そして、世界全体として低炭素型ライフスタイル・社会システムの確立を目指すことを目的に「持続

可能な消費と生産に関する 10 年計画枠組（10YFP: 10-year framework of programmes on sustainable consumption and production patterns）」も採択された。

（時系列に整理された『SDGs アジェンダ』にみられる成果文書等）

1986 年 12 月：発展の権利に関する宣言（Declaration on the Right to Development）

第 41 回国連総会で採択された宣言で、「発展の権利」を自由権、社会権とならんで人権の一部であると規定している。ここで「発展」とは、物的な生活水準の向上のみを意味するものではなく、社会、文化、政治などあらゆる面で人間が人間として生きていくことができるという、より包括的な概念として捉えられた⁽¹³⁾。

1989 年 11 月：児童の権利に関する条約（Convention on the Rights of the Child）

18 歳未満を「児童」と定義し、国際人権規約において定められている権利を児童について敷衍し、児童の権利の尊重及び確保の観点から必要となる詳細かつ具体的な事項を規定した⁽¹⁴⁾。

1993 年 6 月：ウィーン宣言及び行動計画（Vienna Declaration and Programme of Action）

東西冷戦後にオーストリアのウィーンにて「世界先住民族年」を踏まえて開催された世界人権会議により採択された、世界のあらゆる人権蹂躪に対処するための、国際人権法や国際人道法に関する原則や国連の役割、全ての国々に対する要求を総括した宣言及び行動計画である。この宣言及び行動計画は国連総会にて承認され、国連人権高等弁務官事務所（OHCHR）が設置されることとなった。また新たな国際人権条約や国連ミレニアム宣言の成立の発端ともなった⁽¹⁵⁾。

1994 年 9 月：国際人口開発会議（International Conference on Population and Development: ICPD）

エジプトのカイロで開催され、人権問題への国際的な高まりを反映して、人口問題の捉え方が人権アプローチに「パラダイム転換」された。リプロダクティブ・ヘルス/ライツ（RH/R）の保証や女性のエンパワーメントの推進が全面的に取り上げられた行動計画が採択された。その後、マイクロジェンダーの視点が多くの国々で主流となるきっかけともなった歴史的な会議⁽¹⁶⁾。

1995 年 3 月：世界社会開発サミット（World Summit for Social Development）

世界社会開発サミットがデンマークのコペンハーゲンにて開催され、118ヶ国の首脳が参加。国連史上初めて、貧困撲滅、雇用、社会的統合等、広い範囲に渡る社会問題が総合的に取り上げられ、これらの問題の解決に国際社会全体として取り組む決意が盛り込まれた（コペンハーゲン宣言及び行動計画）⁽¹⁷⁾。

1995年9月：北京宣言と行動綱領（Beijing Declaration and Platform for Action）

第4回世界女性会議における「北京宣言と行動綱領」の採択は、平等、開発、平和の達成に向けての国際公約を新たにし、女性の権利を人権としたという意味で、女性の地位向上への取組の流れに一つの分岐点を画するもの⁽¹⁸⁾。

1996年6月：ハビタット・アジェンダ（The Habitat Agenda Goals and Principles, Commitments and the Global Plan of Action）

国連人間居住会議は、途上国で急速に進展する都市化に伴う課題等、人間居住に関わる課題解決のために、各国政府、地方公共団体、NGO、国際機関等の代表者が一堂に会する会議。第2回会議（ハビタット II）はイスタンブールで開催され、人間居住問題の基本的な指針を示す「ハビタット・アジェンダ」並びに「イスタンブール宣言」が採択された⁽¹⁹⁾。

2001年：アフリカ開発のための新パートナーシップ（New Partnership for Africa's Development: NEPAD）

アフリカ統一機構（現在のアフリカ連合）が定めたアフリカのための開発目標プログラム⁽²⁰⁾。

2011年5月：第4回国連後発開発途上国会議（LDCs 会議）

イスタンブールにおいて開催。同会議は、貧困等の様々な問題に直面する後発開発途上国がそれらの問題の解決及び持続的な発展に向け開発を進めることができるよう、LDC、ドナー国、国際機関等が集まり議論し、向こう10年のLDCのための行動計画を作成し採択するために1980年に設けられた会議⁽²¹⁾。

2011年6月：ビジネスと人権に関する指導原則：国連「保護、尊重及び救済」枠組実施のため

国連人権理事会で承認された全ての国と企業が尊重すべきグローバル基準。法的拘束力はないが、様々なステークホルダーとの議論の末にまとめられたこの原則は、高い説得性と正当性を持って数多くの議論やガイドラインに影響を及ぼしている。毎年ジュネーブで国連ビジネスと人権フォーラムが開かれている⁽²²⁾。

2013年7月：「67/290. 持続可能な開発に関するハイレベル政治フォーラムの様態と組織的側面」

国連総会決議67/290を踏まえて定期的なレビューを実施。国連総会により採択された決議⁽²³⁾。

2014年9月：第3回小島嶼開発途上国国際会議（Small Island Developing States: SIDS）

サモアにて開催された。島国固有の問題（少人口、遠隔性、自然災害への脆弱性等）の

ために持続可能な開発が困難だとされる小さな島で国土が構成される開発途上国が参加した。SIDS の明確な定義は存在しないが、国連事務局が作成している SIDS リストにはアジア、太平洋、カリブ・南米、アフリカから 38 カ国が含まれる⁽²⁴⁾。

2014 年 11 月：栄養に関するローマ宣言及び行動枠組

国連食糧農業機関（FAO）と世界保健機構（WHO）の主催によりイタリアのローマで開催された第二回国際栄養会議（ICN2）の開会式において、栄養に関するローマ宣言、そして多分野にまたがり栄養に関して対処するための政策やプログラムに関する提言を定めた行動のための枠組を採択した。世界的な栄養失調の撲滅に向けた大きな一歩として、全ての人々がより一層健康かつ持続可能な食事にアクセスできるようになるために多くの具体的な取組を策定し、政策や投資への提言を採択した⁽²⁵⁾。

2014 年：第 2 回内陸開発途上国（LLDCs 会議）

アルマティ行動計画の 10 年間の進展を話し合うとともに、次の 10 年間に向けた LLDC の新たな行動計画の策定を目指してウィーンで開催され、ウィーン行動計画（Vienna Programme of Action for Landlocked Developing Countries for Decade 2014-2024）が採択された⁽²⁶⁾。

2015 年 2 月：アフリカ連合「2063 アジェンダ」

アフリカ開発の長期ビジョンをテーマとしたセミナー（Toward Agenda 2063 -- The Africa we want --）が、南アフリカ・プレトリアで開催された⁽²⁷⁾。

2015 年 3 月：第 3 回国連防災世界会議（World Conference on Disaster Risk Reduction: WCDRR）

国際的な防災戦略を策定する会議。第 1 回世界会議は 1994 年に神奈川県横浜市で、第 2 回世界会議は 2005 年に兵庫県神戸市で開催され、国際的な防災の取組指針である兵庫行動枠組（HFA）が策定された。第 3 回世界会議は、2015 年以降の新たな国際防災の枠組を策定するため、東日本大震災の被災地である宮城県仙台市で開催され、兵庫行動枠組の後継となる新しい国際的防災指針である「仙台防災枠組 2015-2030」と「仙台宣言」が採択された⁽²⁸⁾。

2015 年 7 月：第 3 回開発資金国際会議（Third International Conference on Financing for Development）

エチオピアのアディスアベバで開催された。会議の成果文書として、開発資金に関する政策枠組等を定めるアディスアベバ行動目標（The Addis Ababa Action Agenda）が採択された⁽²⁹⁾。アディスアベバ行動目標は、『SDGs アジェンダ』の不可欠な部分である。

以上の合意等の成果文書は、『SDGs アジェンダ』の採択以前の履歴であった。後述するよ

うに 2015 年 9 月時点で予定されていた会議等への期待値まで、『SDGs アジェンダ』に盛り込まれていることも注目されよう。またこの時点では予定であったことから、2020 年 1 月現在のそれらの予定の結果等の更新情報について、以下に触れることとする。

(2015 年 9 月以降の会議の見込みを『SDGs アジェンダ』に記載、それを現時点から明示)

2015 年 11 月－12 月：第 21 回気候変動枠組条約締約国会議（COP21）

フランス・パリ近郊のル・ブルジェ特設会場で開催された。2020 年で失効する京都議定書以降の新たな枠組において、全 196 ヶ国が参加するパリ協定が採択された⁽³⁰⁾。

2016 年 10 月：人間居住と持続可能な都市開発に関する国連会議

ニューアーバンアジェンダ（New Urban Agenda）は、エクアドルのキトで開催された国連人間居住計画（国連ハビタット）によるハビタット III において確認された 21 世紀におけるニューアーバニズム推進のための国際的な取組の方針⁽³¹⁾。「キト宣言」とも呼ばれる。

2016 年 12 月：生物多様性条約第 13 回締約国会議

生物多様性条約（CBD）第 13 回締約国会議（COP13）並びにカルタヘナ議定書第 8 回締約国会合（MOP8）及び名古屋議定書第 2 回締約国会合（MOP2）が、メキシコのカンクンにて開催された⁽³²⁾。

(SDGs と科学技術イノベーション（STI）の関連及び重要性)

SDGs の達成に向けては、科学技術イノベーション（Science and Technology Innovation: STI）への期待は大きい。その実施手段として、技術円滑化メカニズム（Technology Facilitation Mechanism: TFM）が 2015 年 9 月に構築され、SDGs のための科学技術イノベーションに関する国連機関間タスクチーム（UN Inter-Agency Task Team on STI for SDGs: IATT）、SDGs のための科学技術イノベーションに関するマルチ・ステークホルダー・フォーラム（STI フォーラム）等で運用されている。STI フォーラムは 2016 年 6 月以降、毎年 1 回開催され、様々なステークホルダーによって SDGs の達成に向けての科学技術イノベーションに関するテーマ別議論が為されており、その結果は持続可能な開発のためのハイレベル政治フォーラム（High-level Political Forum: HLPF）に報告されている。

SDGs の達成と科学技術イノベーションの社会実装は表裏一体であり、研究開発の成果を大学、研究開発機関、民間セクター、非営利組織（Non-Profit Organization: NPO）といったステークホルダーの垣根を超えて結付け、社会の様々な課題解決に向けて取組ことが重要である⁽³³⁾。

(経済社会理事会による年次「ハイレベル政治フォーラム High-level Political Forum: HLPF」)

その前身は、国連経済社会理事会の機能委員会のひとつ。53 国構成の持続可能開発委員 (Commission on Sustainable Development: CSD)。20 年後の 2012 年には、CSD に代わって全加盟国が参加する、より実効的でより高い政治レベルのフォーラムへと格上げして設置された⁽³⁴⁾。2015 年には、フォローアップとレビュー (FUR) のため、各国が自国の取組について、グローバルな場で自発的に報告するという自発的国別レビュー (Voluntary National Reviews: VNRs) という仕組みを整えた。HLPF は、毎年、国連経済社会理事会の下に閣僚級が開催され、4 年に 1 度は国連総会中に首脳級で開催されるという最も重視されるフォーラムである。2017 年度は日本を含む 43 カ国が参加した (2016 年度は 22 カ国)。

以上、国内の持続可能な開発目標 (SDGs) の動向を時系列に整理した。なお、調査対象期間は 2017 年 (平成 29 年) 4 月から 2018 年 (平成 30 年) 3 月までとした。

研究ノート III

本学における国際教育の観点から、『SDGs アジェンダ』をどのように位置付けるべきか

2019 年 12 月、「第 1 回国際大学フォーラム SDGs のインパクトと『国際』大学のこれから—教育研究・災害・留学生 多様な連携・協働の可能性について—」が開催された。九州国際大学、長崎国際大学、関西国際大学、城西国際大学などによる「国際大学間の未来ネットワーク」が主催し、学校法人城西大学の東京紀尾井町キャンパスで開催した。

本学は「国際」を大学名の一部に冠した大学であるが、全国に「国際大学」は 30 校弱有り、「国際」を冠した学部・学科名となると数えきれない。名称の一部に「国際」を入れることは、かなり一般的な選択肢となっていると言えよう。では「国際大学」とは、どのような高等教育を施す大学なのか? という設問に対する答えは、どのように求められるであろうか。今回のフォーラムのような主旨で、国際大学のこれからについて話し合う機会となると、それは極めて稀なケースと考えて良い。元来、「国際」は極めて広い意味合いを持ち、どの大学も積極的に国際教育⁽³⁵⁾を行うことで社会にとって有用な人材を送り出すことを目指して来た。そして、国際的な視野に立つ上で、在学生に海外留学・研修の機会を与えることは、どの国際大学においても重要な位置付けとなっており、本学においても多くの機会を提供している。これに加えて、昨今では日本に学びに来る外国人留学生も毎年一定の数があり、各々の大学にインパクトを与えている。日本国籍を有する帰国子女、そして、日本で育った外国籍を持つ在学生も、統計上の比率は少ないものの増加の傾向にあり、在学生の高校卒業時点での生い立ちも多様化の一途を辿る。

本学では、留学先で、実質的な世界標準としての「使える英語」(英会話)を学び、留学先の国語等やその他の言語を学び、併せて日常の生活体験の中から留学先の社会を捉えるとい

う得難い機会が用意されている。これに加えて個々の学生の学びの専門分野への取組の中から、系統的な理論や学術体系に裏打ちされた専門教育を外国で受ける機会を得られる状況にある。社会のグローバル化は、「国際大学」の名を冠した大学が担う役割をより鮮明なかたちで助長するダイナミズムを大学キャンパス内外にもたらすことになり、それと対となる概念や事象であるローカル化との対比において、国際社会の縮図が大学キャンパスに現れることになる。

例えば「ユネスコ世界遺産」や「SDGs を取り込んだ国際教育」の学習は、平和を希求するユネスコ学として、ユニバーサルな価値を持つ国際教育をグローバルに展開でき得るという素晴らしい可能性に満ちている。これは日本国内で一定の学習を終えた者が、留学先で普遍的価値を持つ教育を授かることができる仕組みとなり、『SDGs アジェンダ』の内容は、「17 の目標、169 のターゲット、232 の指標」のみならず、本稿で時系列に整理した『SDGs アジェンダ』以外の合意文書等との有機的な繋がりを理解し国際教育に繋げていくことが、高等教育機関としての国際大学の役割となろう。

以上、「国際大学」の名を冠した大学が、『SDGs アジェンダ』を国際教育に取り込み、在学生等の海外留学・研修の機会を提供する意味合いを考慮することで、『SDGs アジェンダ』の位置を試案として定めた。

おわりに

本稿では『我々の世界を変革する：持続可能な開発のための 2030 アジェンダ』について、まずその構成を把握し、そして、その内容に散見される多くの合意文書等を年代順に整理した。併せて、国際教育の観点から『SDGs アジェンダ』の位置付けを試みた。本学は、2019 年 11 月 15 日に、国連アカデミック・インパクト (UN Academic Impact: UNAI) に加盟し、今後、UNAI の 10 原則を踏まえた教育研究活動が展開される機運がある。本学発の SDGs の取組の射程が定められ、創案されることが求められよう。

本稿は、城西国際大学・平成 29 年度学長所管研究奨励金(個人研究)の成果の一部である。記して謝意を表す。

【注】

ⁱ SDGs: Sustainable Development Goals の略称

ⁱⁱ 2016 年 1 月から効力を持つことから、これまでに丸 4 年が経過し、東京オリンピック 2020 が開催される本年を終えると、2030 年までの時限の三分の一を経過することになる。

- iii 上述の各々の名目内の条目に添えた（ ）内の数字は、通し番号の起点として、本稿執筆者が付記した。
- iv MDGs: Millennium Development Goal の略称。MDGs が始まる前年の 2000 年 9 月にニューヨークで開かれた国連ミレニアム・サミットの場において、「ミレニアム宣言」(United Nations Millennium Declaration) が承認されている。
- v 統合報告書：The Road to Dignity by 2030: Ending Poverty, Transforming All Lives and Protecting the Planet
- vi 「持続可能な開発目標 (SDGs) とターゲット」に明示される 2 箇所 (14.5 と 14.c のターゲット) は除いた。
- vii 国連憲章は、国際機構に関する連合国会議の最終日の、1945 年 6 月 26 日にサンフランシスコにおいて調印され、1945 年 10 月 24 日に発効した。国際司法裁判所規程は、国連憲章と不可分の一体を為す。
- viii 世界人権宣言は、人権および自由を尊重し確保するために、「すべての人民とすべての国とが達成すべき共通の基準」を宣言したものであり、人権の歴史において重要な地位を占めている。1948 年 12 月 10 日に第 3 回国連総会において採択された。1950 年の第 5 回国連総会において、毎年 12 月 10 日を「人権デー」とし、世界中で記念行事を行うことが決議された。
- ix 国際人権規約は、世界人権宣言の内容を基礎として、これを条約化したもの。人権諸条約の中で最も基本的かつ包括的なもの。社会権規約と自由権規約は、1966 年の第 21 回国連総会において採択され、1976 年に発効した。
- x 2005 年サミット成果文書は、2005 年 9 月の世界サミット (国連首脳会合) にて採択された成果文書 (全部で 35 頁、178 パラグラフ)。5. 国連強化 (146-178) において、「総会決議 50/52 を考慮し、憲章 53 条、77 条及び 107 条から旧敵国条項を削除することを決意」が記されていることは、我が国として見逃せない。
- xi 経済社会理事会 (Economic and Social Council: ECOSOC)。国連憲章は、国連ファミリーとして知られる国連や専門機関、その他各種機関の経済社会活動を調整する主要な機関として経済社会理事会を設置した。理事会は 54 カ国で構成され、任期は 3 年。理事会は地理的配分に基づいて割り当てられ、アフリカ (14 カ国)、アジア (11 カ国)、東欧 (6 カ国)、ラテンアメリカ・カリブ海域 (10 カ国)、西ヨーロッパとその他 (13 カ国) である。理事会での表決は単純多数決で、各理事国は 1 票の投票権を持つ。
- xii 世界貿易機関は (World Trade Organization: WTO) は、ウルグアイ・ラウンド交渉の結果 1994 年に設立が合意され、1995 年 1 月 1 日に設立された国際機関。WTO 協定 (WTO 設立協定及びその附属協定) は、貿易に関連する様々な国際ルールを定めている。WTO はこうした協定の実施・運用を行うと同時に新たな貿易課題への取組を行い、多角的貿易体制の中核を担っている (本邦外務省ウェブサイト参照 (https://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/page2_000003.html))
- xiii 国連統計委員会 (Statistical Commission) は、24 カ国で構成される政府間機関。国際統計活動の最高の政策決定機関である。また、国連統計部 (UN Statistics Division) の作業を監督する。統計部はグ

ローバルな統計情報を編集、普及させ、統計活動の基準や規範を発展させ、国内統計システムを強化する国の努力を支援する。統計部はまた、国際統計活動を調整し、委員会の任務を支援する（国連広報センターのウェブサイト参照）

(https://www.unic.or.jp/activities/economic_social_development/economic_development/globalstats/).

【参考文献】

持続可能な開発目標（SDGs）の概要・背景・経緯などの解説は、国連の公式ウェブサイトの他、その関連諸機関、各国政府関係省庁、NGO/NPO 組織、その他の法人等が行なっている。日本語が国連の公用語に無いことから、新しい用語が英語・フランス語等の公用語から生まれた時点ではその訳語が日本国内において定着していない状況もやむを得ず、この場合は一定の時間経過を待つことに頼るしか無いが、多くの場合、例え複数の訳語の表現が確認されても公用語の対訳が同定され得る。以下、本稿において参照したインターネット上の情報リストを明示する。

- (1) Transforming our world: the 2030 Agenda for Sustainable Development
https://www.un.org/ga/search/view_doc.asp?symbol=A/RES/70/1&Lang=E (参照日: 2020 年 1 月 13 日)
- (2) 日本国政府環境省: 持続可能な開発のための 2030 アジェンダ / SDGs
URL: <http://www.env.go.jp/earth/sdgs/index.html> (参照日: 2020 年 1 月 13 日)
- (3) United Nations: About the Sustainable Development Goals
URL: <https://www.un.org/sustainabledevelopment/sustainable-development-goals/> (参照日: 2020 年 1 月 13 日)
- (4) United Nations: Sustainable Development Goals
URL: <https://sustainabledevelopment.un.org/sdgs> (参照日: 2020 年 1 月 13 日)
- (5) United Nations Development Programme: Sustainable Development Goals
URL: <http://www.undp.org/content/undp/en/home/sustainable-development-goals.html> (参照日: 2020 年 1 月 13 日)
- (6) 独立行政法人国際協力機構: SDGs の目標: MDGs との比較
URL: https://www.jica.go.jp/aboutoda/sdgs/SDGs_MDGs.html (参照日: 2020 年 1 月 13 日)
- (7) United Nations: The Millennium Development Goals Report 2015
URL: [http://www.un.org/millenniumgoals/2015_MDG_Report/pdf/MDG%202015%20rev%20\(July%201\).pdf](http://www.un.org/millenniumgoals/2015_MDG_Report/pdf/MDG%202015%20rev%20(July%201).pdf)
(参照日: 2020 年 1 月 13 日)
- (8) 独立行政法人国際協力機構: ミレニアム開発目標 (MDGs) の達成状況
URL: https://www.jica.go.jp/aboutoda/sdgs/achievement_MDGs.html (参照日: 2020 年 1 月 13 日)
- (9) ミレニアム開発目標 (Millennium Development Goals: MDGs)
https://www.unic.or.jp/activities/economic_social_development/social_development/mdgs/

(参照日：2020年1月13日)

- (10) 国連環境開発会議（「地球サミット」、UNCED）（1992年）
<https://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/kankyo/unced1992.html>（参照日：2020年1月13日）
- (11) 持続可能な開発に関する世界首脳会議（World Summit on Sustainable Development）
https://www.unic.or.jp/activities/economic_social_development/sustainable_development/world_summit/
（参照日：2020年1月13日）
- (12) 国連持続可能な開発会議（United Nations Conference on Sustainable Development）
https://www.unic.or.jp/activities/economic_social_development/sustainable_development/rio_20/（参照日：2020年1月13日）
- (13) 発展の権利に関する宣言（Declaration on the Right to Development）
https://www.unic.or.jp/activities/humanrights/promotion_protection/development/（参照日：2020年1月13日）
- (14) 児童の権利に関する条約（Convention on the Rights of the Child）
<https://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/jido/index.html>（参照日：2020年1月13日）
- (15) ウィーン宣言及び行動計画（Vienna Declaration and Programme of Action）
<https://www.ohchr.org/en/professionalinterest/pages/vienna.aspx>（参照日：2020年1月13日）
- (16) 「国際人口開発会議+5」、国連広報センター（非公式訳文、1998年12月）
- (17) 「コペンハーゲン宣言及び行動計画 世界社会開発サミット」、国連広報センター（1998年1月）
- (18) 第4回世界女性会議 行動綱領（総理府仮訳）
http://www.gender.go.jp/international/int_norm/int_4th_kodo/index.html（参照日：2020年1月13日）
- (19) 第2回国連人間居住会議（ハビタット2）
https://www.mlit.go.jp/kokudoseisaku/kokudoseisaku_tk1_000076.html（参照日：2020年1月13日）
- (20) 「アフリカ開発のための新パートナーシップ」（抄訳、2003年3月）
https://www.mofa.go.jp/mofaj/area/ticad/new_afi.html（参照日：2020年1月13日）
<https://www.nepad.org/history>（参照日：2020年1月13日）
- (21) 第4回国連後発開発途上国（LDC）会議
https://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/ohrlls/4ldc_kaigi/gaiyo.html（参照日：2020年1月13日）
- (22) ビジネスと人権に関する指導原則：国連「保護、尊重及び救済」枠組実施のために
https://www.unic.or.jp/texts_audiovisual/resolutions_reports/hr_council/ga_regular_session/3404/（参照日：2020年1月13日）
- (23) 「67/290. 持続可能な開発に関するハイレベル政治フォーラムの様態と組織的側面」（2013年7月）
- (24) 第3回小島嶼開発途上国（SIDS）国際会議
https://www.mofa.go.jp/mofaj/press/release/press3_000045.html（参照日：2020年1月13日）
- (25) 各国は確かな方針と行動を通じて栄養失調と闘うことを明言
<http://www.fao.org/japan/news/detail/en/c/292208/>（参照日：2020年1月13日）

- (26) 国連内陸開発途上国（LLDC）会議
https://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/lldc/lldc_gaiyo.html（参照日：2020年1月13日）
- (27) アフリカ連合「2063 アジェンダ」
<https://www.nepad.org/agenda-2063>（参照日：2020年1月13日）
- (28) 第3回国連防災世界会議における成果文書
https://www.mofa.go.jp/mofaj/ic/gic/page3_001128.html（参照日：2020年1月13日）
https://www.mofa.go.jp/mofaj/ic/gic/page4_001062.html（参照日：2020年1月13日）
- (29) 第3回開発資金国際会議
https://www.mofa.go.jp/mofaj/ic/gic/page22_002123.html（参照日：2020年1月13日）
- (30) 第21回気候変動枠組条約締約国会議（COP21）
<http://www.env.go.jp/earth/cop/cop21/>（参照日：2020年1月13日）
- (31) 人間居住と持続可能な都市開発に関する国連会議
https://www.mlit.go.jp/kokudoseisaku/kokudoseisaku_tk1_000076.html（参照日：2020年1月13日）
- (32) 生物多様性条約第13回締約国会議
https://www.mofa.go.jp/mofaj/ic/ge/page23_001831.html（参照日：2020年1月13日）
- (33) 特集 SDGs（持続可能な開発目標）と科学技術イノベーションの推進
https://www.mext.go.jp/b_menu/hakusho/html/hpaa201801/detail/1418488.htm（参照日：2020年1月13日）
- (34) SDGsに関するハイレベル政治フォーラム
URL: http://www.unic.or.jp/activities/economic_social_development/sustainable_development/2030agenda/
（参照日：2020年1月13日）
- (35) 文部科学省：第1章 国際教育の意義と今後の在り方
http://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chousa/shotou/026/houkoku/attach/1400594.htm（参照日：2020年1月13日）

Sustainable Development Goals and International Education II

Shinichiro Nakazawa

Abstract

As to the United Nations' prime agenda on "Transforming our world: the 2030 Agenda for Sustainable Development" toward the international society, this research note makes three points a), b), c) and works them in order to ascertain the contribution of SDGs, such as a) How does the contents of this SDGs agenda construct? b) Why do the previous declarations, agendas, conventions, etc., by the UN include on this SDGs agenda, c) How do we set a consistent framework on this SDGs agenda in terms of the international education programs at Josai International University?

In addition, not only the contents highlighted by the figures of "17 goals, 169 targets and 232 indexes" respectively, but also the background, process, fundamental concept and the mutual relationship of other consensus documents are examined on this research note.

Key words: SDGs, international education, international law, Charter of the United Nations, international university